

令和 7 年度 運輸安全マネジメント

根室交通株式会社は、輸送の安全を確保するため、経営トップ主導により全社員をリードし、何よりも輸送の安全が最優先であること、また輸送の安全の確保こそが旅客運送事業者の責務であることを絶えず全社員に意識づけし、地域の豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく、全力で事業に取り組みます。

令和 7 年度安全スローガン

『笑顔から健康へ健康から安心安全運行へ 共に守ろうみんなの未来』

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（PDCA）を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- ④ 災害時の輸送の安全を確保する為に、人命保護を最優先とする防災と減災に向けた事前対策を実施し災害時の被災を最小限に収めるよう努めるとともに業務の早期復旧を図る。

(2) 『安全方針』について、各社員の理解度等を内部監査等で定期的に把握する。

(3) (2) の結果を踏まえ、『安全方針』については 1 年毎に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(1) 令和 6 年度目標の達成状況 （第一当事者となる事故）

① 人身事故件数	0 件	目標比	達成	前年比±0 件
② 対物事故件数	1 件	目標比	未達成	前年比－2 件
③ 単独事故件数	6 件	目標比	未達成	前年比＋3 件
④ 健康に起因する事故件数	0 件	目標比	達成	前年比±0 件

(2) 令和 7 年度目標 （第一当事者となる事故）

① 人身事故件数	0 件	③ 単独事故件数	0 件
② 対物事故件数	0 件	④ 健康に起因する事故件数	0 件

(3) 令和 6 年度自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

該当なし

3. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 運行管理の徹底について

- ① 月別に重点指導項目を決めて、運行管理者が始業点呼・終業点呼時に運転者と対面点呼を行い、指導を徹底します。
- ② 点呼の際のアルコール検知器による酒気帯びの有無・免許証の有効期限・健康状態などを IT 機器の利用により厳格にチェックします。
- ③ 毎月第 2 水曜日または第 3 水曜日を社内交通安全日とし、しかるべき期間内に社長もしくは部長が点呼の立会いを実施します。
- ④ 勤続年数を考慮し個々の特性に合わせた安全教育を実施します。
- ⑤ デジタコ・ドラレコを用いた教育指導を実施し、接客技術・運転技能と安全態度の向上を目指します。
- ⑥ 交通安全運動期間の重点実施項目を、点呼時に的確に周知します。
- ⑦ 輸送の安全に関する情報を的確に周知・伝達します。
- ⑧ 防災の指示と自然災害についての情報を点呼項目に加え、防災意識を高めます。

(2) 整備管理の徹底について

- ① 車両の日常点検の結果に基づき、的確な整備を実施します。
- ② 定期点検を計画的・確実に実施します。
- ③ 車齢・走行距離を考慮して自主点検を行い、車両故障の未然防止に努めます。
- ④ 車両火災防止のため、適切かつ確実な点検整備を実施します。
- ⑤ 災害時事業継続計画を確認、点検し発災時の車両の維持に備えます。

(3) 事故防止の取り組みについて

- ① 年に 2 回社内安全大会を開催し、安全への取り組みを全社員で確認します。

・第 1 回安全大会	令和 7 年 4 月 25 日 (金)
・第 2 回安全大会	令和 7 年 10 月 9 日 (木)
- ② 通年を通して、計画的に事故防止と接客技術向上のための学習会及び体験講習を実施します。
- ③ 年間 2 回一般観光貸切乗務員参加の安全講習・担当者会議を実施します。

・貸切担当者安全講習会議	令和 7 年 4 月 18 日 (金)
・貸切担当者会議	令和 8 年 1 月 16 日 (金)
・貸切担当者会議 (乗務員)	令和 8 年 3 月 6 日 (金)
- ④ 事故防止対策会議を年 4 回実施します。

・第 1 回事故防止対策会議	令和 7 年 4 月 18 日 (金)
・第 2 回事故防止対策会議	令和 7 年 7 月 11 日 (金)
・第 3 回事故防止対策会議	令和 7 年 10 月 3 日 (金)
・第 4 回事故防止対策会議	令和 8 年 1 月 9 日 (金)
- ⑤ 緊急時救命対応 A E D 講習を、社員の 3 割以上参加を毎年行い、全社員が受講します。

・令和 7 年 5 月 21 日 (水)・22 日 (木)・23 日 (金)	3 日間
--	------
- ⑥ 安全管理の取り組み状況について、年に 1 回内部監査を実施します。

・令和 7 年 11 月 19 日 (水)・20 日 (木)	2 日間
--------------------------------	------

(4) 乗務員の健康管理、過労防止について

- ① 健康診断結果を基に、産業医と連携し乗務員の健康管理に努めます。
- ② 乗務割を管理し、運転者に十分な休息・休憩・睡眠が取れるよう細心の注意を払います。
- ③ 産業医によるストレスチェックを実施し、自身のストレスの状態を把握して心理的な負担を軽減させる補助をし、必要に応じ産業医と連携し対応します。
- ④ 睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施し、結果に応じて医療機関の受診を勧奨し、日々の睡眠状況も確認します。
- ⑤ 脳血管精密検査及び眼科検診、歯科検診を実施し結果に応じた適切な治療を促します。
- ⑥ IT 機器による運行前及び運行中の体調を乗務員と管理者で共に行い、詳細な体調管理を行います。
- ⑦ 適正な人員の確保の為、計画的な乗務員の採用と育成を行います。

(5) 覚せい剤等薬物検査について

- ① 全社員を対象に薬物使用禁止の指導監督を行い、抜き打ちの検査で産業医と連携し対応します。

4. 輸送の安全に関する予算

(1) 令和6年度実績

- ・運転者適性診断受診 ・運行管理者一般講習 ・運行管理者基礎講習
- ・整備管理者選任後研修 ・整備管理者新技術研修 ・整備主任者研修
- ・安全マネジメント講習 ・健康診断受診（年2回） ・特殊健康診断受診
- ・インフルエンザ予防接種 ・覚せい剤等薬物検査 ・脳精密ドック受診
- ・セーフティラリー参加 ・防災士研修受験 ・歯科検診 ・眼科検診
- ・健康経営優良法人ブライト500申請 ・貸切経路研修 ・各種外部講習
- ・睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査 ・IT機器による健康管理

(2) 令和7年度予算（3,200,000円）

- ・運転者適性診断受診 ・運転者適齢診断 ・運行管理者一般講習
- ・運行管理者基礎講習 ・整備管理者定期研修 ・整備主任者新技術研修
- ・整備主任者研修 ・危険物取扱試験 ・危険物取扱講習
- ・健康診断受診（年2回） ・特殊健康診断受診 ・インフルエンザ予防接種
- ・覚せい剤等薬物検査 ・脳精密ドック受診 ・歯科検診 ・眼科検診
- ・睡眠呼吸障害スクリーニング検査 ・乗務員研修 ・各種外部講習
- ・セーフティラリー参加 ・防災士研修受験 ・IT機器による健康管理
- ・安全マネジメント講習 ・健康経営優良法人ブライト500申請

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 運転者適正診断の受診は毎年数名を行い、その結果に基づいて教育を実施する。
- (2) 整備課による、年間を通し車両に関しての取り扱い教育及び講習の実施。
- (3) 四半期に1回以上、ドライブレコーダー映像によるヒヤリハット共有を行う。
- (4) 令和7年度 教育及び研修の計画

4月 eラーニング

- ※ バスを運転する心構え

5月 車両安全取扱講習（実践講習）

- ※ 事業用自動車の構造上の特性
 - ※ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- eラーニング

- ※バスの構造上の特性

6月 健康診断結果による個別指導

- ※健康管理の重要性
- 車両火災の対応訓練（実践訓練）
- ※非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い
- eラーニング

- ※安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法

7月 バスジャック対応訓練・災害時の対応訓練

- ※緊急時の動きを確認、大規模災害・緊急時の連絡対応
- eラーニング
- ※危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

8月 社内学習会

- ※ サービス業としての心構え
 - ※ 報・連・相の基本と応用
 - ※ 労基法と改善基準告示について
- eラーニング

- ※交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因の対処方法

9月 社内学習会（疑似老人装具着用・車いすベビーカー乗降実践）

- ※ 旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
- eラーニング

- ※旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項

10月 eラーニング

- ※バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべき事項

11月 適性診断結果による個別指導

- ※運転者の運転適性に応じた安全運転
- eラーニング

- ※運転者の運転適性に応じた安全運転

12月 健康診断結果による個別指導

- ※健康管理の重要性

社内学習会

※ 冬期間の車両取り扱いについて

※ 健康管理の重要性（飲酒・薬物）

e ラーニング

※健康管理の重要性

1 月 e ラーニング

※ バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべき事項

2 月 e ラーニング

※ドラレコ映像によるヒヤリハット共有

3 月 社内学習会

新年度に向けて交通安全講話（根室警察署）

e ラーニング

※主として運行する路線もしくは経路または営業区域における道路及び
交通の状況

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた処置内容

令和 6 年 11 月 26 日・27 日 安全管理規定に基づき、安全統括管理者より指名された内部監査員により、運輸安全マネジメント体制が適切に確立・実施・維持・機能されているかどうかを確認するとともに関係法令及び安全管理規定に定められた事項が遵守されているのか監査をしました。

監査所見、「不適合」事項はありませんでしたが、今後も運輸安全マネジメント体制の継続的改善に努めて下さい。

内部監査員監査リーダー：	運輸課長補佐	大神田 隆広
監 査 員	： 業 務 課 長	本 間 康 宏
	： 乗 務 員	浜 中 毅
	： 業 務 係	山内 みなみ

7. 運輸の安全に関する連絡体制

・別紙の輸送の安全に関する連絡体制のとおりです。

8. 安全管理規定

・別紙の安全管理規定のとおりです。

9. 安全統括管理者

安全統括管理者 ： 運輸部長 高 本 雅 通